

国立台湾大学日本語学科学位論文品質管理基準

112期9月6日第1学期第1回学科事務会議通過

112期10月11日第1学期第2回学科事務会議通過

第一条 国立台湾大学日本語学科（以下、本学科という）は、大学院生の学位論文の質を維持するため、国立台湾大学学位論文質向上実施規程に基づき、国立台湾大学日本語学科学位論文質向上管理指針（以下、本指針という）を制定する。

第二条 本専攻の大学院生の学位論文指導教員の資格については、台湾大学学則第六十九条の定めるところによる。

各年度に各専任教授が指導する新大学院生の人数は一名以内とし、指導総数は四名以内とする（休学・延期中の卒業生は含まない）。

前述の内容に異議がある場合は、学科長が学生と相談する。

第三条 大学院生の学位論文は、専攻の専門分野に合致し、学位審査委員会の確認を受けなければならない。専攻の専門分野との相違について争いがある場合は、国立台湾大学研究院の博士・修士学位審査規則に従って処理される。

第四条 本学科の大学院生は、卒業手続きに先立ち、提出した学位論文の「学術倫理及び独創性の比較に関する声明」を提出し、引用、参考文献、目次及び付録を除いた類似度が24%（含む）以下でなければならない。基準を満たさない場合は、事前に具体的な理由を提示し、指導教授に確認されなければならない。

第五条 本指針は、学科事務会議及び学部事務会議通過後、即日施行される。